

バリマイシンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和2年7月22日～令和2年8月20日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>審議結果を拝見しました。 毒性試験などの生物実験の疑問があります。 期間を区切って行っており、以下の方法でやらない理由を教えてください。 「対象の生物が、死ぬか、症状を発症するか」 そこまでやらなくては、慢性の毒性は分かりません。 最低限、数年しか生きられない生物以外で、人間でいう80歳ほどの年齢まで実験を行う必要があるのではないのでしょうか。 でないと、人間が30歳程度で癌になるかならないかを見せられている気がしてなりません。 もう少し、人の生活に照らし合わせた、有用な実験をして頂きたいです。</p>	<p>食品安全委員会では、リスク管理機関である農林水産省が農薬登録申請時に求めている「農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）」（以下「ガイドライン」）に基づく試験成績を用いて、食品健康影響評価を行っています。このガイドラインにおいて、毒性試験で用いることが望ましい動物種においても触れられており、この考え方は国際的な毒性試験の方法とも整合しています。 本剤の評価に用いた試験成績には慢性毒性試験のほか、動物のほぼ一生に当たる期間被験物質を投与して影響を把握する試験（発がん性試験）も含まれており、これら毒性試験の結果から、発がん性は認められておりません。</p>
<p>・日本で登録されている農薬（殺菌剤、抗生物質含む）の種類、成分数はダントツの世界一と理解していますが、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしていただきたい。その数字をごらんになった上で、農薬の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかをお答えください。 また、複数の農薬の複合影響を確認する必要性についての見解もいただき</p>	<p>本剤ではウサギを用いた発生毒性試験において、母動物で著しい毒性影響がみられる用量で胎児に骨格異常及び外表異常が認められておりますが、当該試験において母動物及び胎児に対する無毒性量が得られており、その結果も考慮した上でADI及びARfDを設定しております。 食品安全委員会は、今回設定したADI及びARfDに基づく適切なリスク管理措</p>

く存じます。

・100の安全係数で除しているから、リスクはないとみなされているようですが、これほど多くの種の農薬や添加物、遺伝子組み換え品が認められている日本では、安全係数100では不十分ではないでしょうか？リスクを最小化するために1000にすべきではないでしょうか？

・ウサギを用いた発生毒性試験において、母動物で著しい毒性影響がみられる用量で胎児に骨格異常及び外表異常が認められたことから、量の大小に関わらず一律に残留禁止とするのが、国民の健康を第一に考えれば当然の処置と考えられますが、なぜそうしないのでしょうか？

置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。

複数の化合物へのばく露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。

FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。

国内の登録農薬の種類及び成分数を含めた農薬の登録については、リスク管理機関である農林水産省にお問い合わせください。

※頂いたものをそのまま掲載しています。